

ご利用いただけるサービス

健康経営アシストサービス

ストレスチェックサービス

WEB上で従業員の皆様のストレスチェックを実施し、チェック結果を個人宛にフィードバックします。また、事業者様には集団的分析の結果をご提供します。

メディカルアシスト

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みにも、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配^{※1}

転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

※1 実際の転院移送費用は、サービスご利用者にご負担いただけます。

メンタルケア・ホットライン

従業員のメンタルヘルスケア・カウンセリングサービスにより、メンタル面が原因の休職・退職が増えてきた、うつ病で悩んでいる従業員がいる、といった悩みにご相談にお応えします。

介護アシスト

介護に関するご相談に電話でお応えします。また、ご高齢の方の生活を支える各種サービスを優待条件でご紹介します。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度の内容等、介護に関する様々な情報をご提供します。

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム」をご利用いただくことも可能です。

各種サービス優待紹介^{※2}

「家事代行」「食事宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「リアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスを、優待条件でご紹介します。

※2 サービスのご利用にかかる費用はサービスご利用者のご負担となります。お住まいの地域ややむを得ない事情によって、サービスの利用までに日数を要する場合やサービスをご利用いただけない場合、優待条件でご利用いただけない場合があります。

職場復帰支援サービス

キャリアコンサルタント^{※3}が、スマートフォンやタブレット等で個別面談に応じることで、三大疾病^{※4}・介護により休職された方の職場復帰に向けた心理面のサポートを行い、就業に関する意思決定を促して復職の早期化につなげます。

※本サービスは補償対象者である従業員または役員の方が、三大疾病^{※4}・介護により「三大疾病・介護休業時事業継続費用補償特約条項」に規定する保険金の支払対象となる事由に該当したときにご利用いただけます。

※3 2016年4月に創設された国家資格であり、「労働者の職業の選択、職業生活設計又は職業能力の開発及び向上に関する相談に応じ、助言及び指導を行うこと」(職業能力開発促進法第2条第5項)を業とする専門家です。

※4 がん、急性心筋梗塞または脳卒中をいいます。

経営・労務サポートサービス

経営支援・診断サービス

公的助成金、労務リスク、就業規則、事業承継等に関する簡易診断を行います。また、診断結果に基づく社会保険労務士等の専門家の訪問による相談・アドバイスを実施します。

※各サービスは、引受保険会社のグループ会社または提携会社を通じてご提供します。

※サービスメニューの内容は、変更・中止となる場合があります。なお、一部の地域では、ご利用いただけないサービスもありますので、あらかじめご了解ください。

※各サービスの詳細は「健康経営アシストサービス/経営・労務サポートサービス」サポートブックをご参照ください。

法律・税務・労務ホットライン

法律・税務・労務に関するご相談に、弁護士、税理士、社会保険労務士等の専門家がお応えします。

代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店と有効に成立したご契約については、引受保険会社と直接締結されたものと見なされます。

このパンフレットは、「商工会の業務災害保険(業務災害総合保険)」の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。なお、約款はご契約者である団体の代表者にお渡しする予定です。必要に応じ団体までご請求ください。また、パンフレットには、ご契約上の大切なことがらに記載されていますので、ご一読のうえ、保険期間の終了時まで保管してご利用ください。ご不明な点等がある場合は、代理店までお問い合わせください。ご加入者と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者(複数の場合には全員)にご説明いただけますようお願い申し上げます。

商工会名

お問い合わせ先
取扱代理店/引受保険会社

商工会の業務災害保険

業務災害総合保険

商品概要を
動画で見る



今なら最大
約**58%**
割引

労災リスクに対する「企業防衛」「メンタルヘルス対策」は
経営者の重要な責任です。



なんと

うつ病による自殺や
過労死等の
**新しい労災リスクが
増加しています!**

そして

それらメンタルヘルスに
起因する労災は
**高額な賠償責任が
続出しています!**

つまり

生産力低下や風評被害の
リスクもあわせて
**経営悪化の
可能性も!**

貴社の企業防衛、メンタルヘルス対策のお役に立てる、時代にピッタリの労災対策をご提案します。

全国商工会連合会

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社
Tokio Marine&Nichido Fire Insurance Co.,Ltd

団体の概要を
動画で見る



信頼の商工会の制度、だから安心。

ご存知ですか？ 労働災害に関するあれこれ

「労働災害」のリスクヘッジが企業 経営の“安心”につながります。

労災事故の発生状況

● 労災事故と交通事故

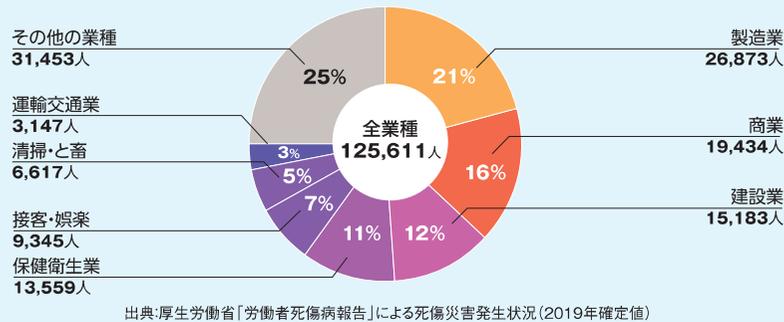
意外かもしれませんが、労災事故は交通事故よりも発生率が高い、より身近な事故なのです。



※1 算出方法：政府労災新規受給者数÷就業者数×1,000
 出典：総務省統計局「労働力調査 2020年3月」、厚生労働省「労災保険事業の保険給付等支払状況 2019年度」
 ※2 算出方法：交通事故死者数÷総人口×1,000
 出典：警察庁「交通事故の発生状況 2019年度」、総務省統計局「国勢調査 2019年度」

● 業種別労災事故発生状況(死傷者数の構成比)

製造業、建設業だけでなく、商業(小売・卸売等)など、あらゆる業種で事故が発生しています。



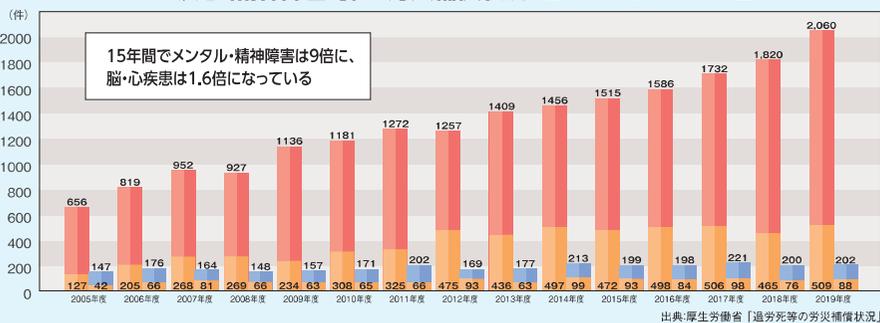
精神障害等の労災補償状況

求められる「使用者賠償責任」。
 高額化する賠償リスクに対する備えが求められています。

労災事故は「ケガ」ではありません。過労による病気等への備えは万全ですか？

精神障害等に係る政府労災の支給決定件数は過去最高です。

● メンタルヘルス疾患(精神障害等)の労災補償状況



労災差額リスク

● 政府労災と労災訴訟高額判決事例

高額化する賠償責任額。政府労災だけで十分とお考えですか!?

政府労災の給付	死亡		負傷・疾病			
	遺族(補償)給付	葬祭料(葬祭給付)	療養(補償)給付	障害(補償)給付	休業(補償)給付	傷病(補償)年金
カバーされない部分(一例)	逸失利益(被災者本人や遺族への見舞金等)		慰謝料(被災者本人や遺族への精神的ダメージ)			

▶ 政府労災給付額と実際の賠償額との差は「労災差額リスク」と呼ばれます。

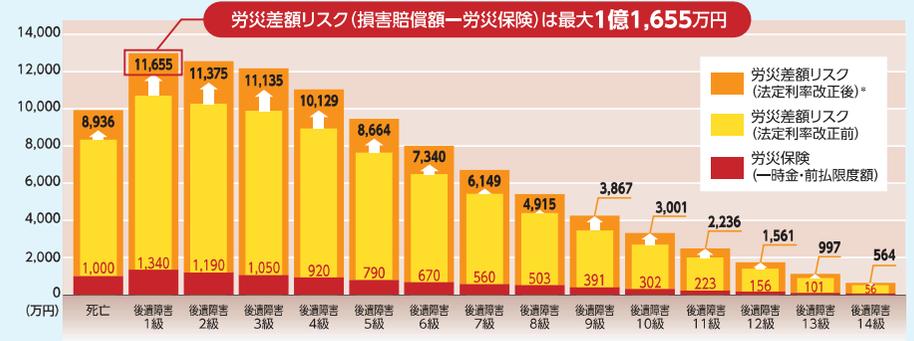
● 賠償額(目安)

35歳男性 労災事故により後遺障害1級に認定された場合
 年収500万円(給付基礎日額1万円)
 被扶養者 妻、子供1人(18歳未満)

逸失利益 約8,855万円
 慰謝料 約2,800万円
 葬祭費用・諸経費 +α

※慰謝料は弁護士基準を採用しています。

● 使用者賠償責任が発生した場合の労災差額リスク



*2020年4月に施行された改正後の民法では、法定利率が変動制となり、改正法施行時の利率は従来約5%から年3%に低下

● 労働災害関係高額事件一覧(判決)

損害賠償金	事件名	年	原因
約1億8,785万円	A鋼球製作所事件	2008年	過労死
約1億8,700万円	K産業事件	2010年	過労死
約1億6,524万円	S木工事件	1994年	原木落下
約1億3,500万円	K医大事件	2002年	過労死
約1億2,588万円	D広告事件	1996年	過労自殺
約1億1,111万円	Oソース事件	2000年	過労自殺
約1億700万円	O府立病院事件	2007年	過労死

労災事故が起こった場合、政府労災により労働者の死亡・負傷・疾病等に対して保険給付されますが、被災労働者の全ての損害が補償されるわけではありません。自動車事故で自賠責保険に任意保険をプラスすることで自賠責保険の不足分をカバーするように、労災事故に対しても政府労災に「上乗せ補償」をプラスすることで政府労災の不足分をカバーする必要があります。

※出典：労働新聞社「安全スタッフ」抜粋



企業向けの

賠償補償



役員・従業員
向けの

定額補償

のダブル補償で守ります。

最大 団体割引等適用
のため保険料が

約 **58%** (※12)
(※13)
割引!!!

商品特長

業務災害・通勤災害に伴う

- 1 企業および社長・**役員個人**の法律上の賠償責任を
最大1名あたり5億円/1災害あたり10億円まで補償します!

政府労災の給付決定を待たずに

- 2 企業に保険金をお支払いします!(*1)(*2)(*3)

(*1)精神疾患(メンタルヘルス疾患)、脳疾患・心疾患等は政府労災の給付が決定された場合にお支払いします。
なお、使用者賠償責任については政府労災の決定を待つ場合があります。
(*2)法定外補償規定による見舞金・弔慰金として被災者やそのご家族にお渡しいただけます。
(*3)ご加入時に「業務災害総合保険契約の締結等に関する確認書」をご提出いただきます。補償対象者代表の方の署名が必要です。

精神疾患(メンタルヘルス疾患)・

- 3 脳・心疾患等の疾病や自殺を補償します!(*4)

熱中症や日射病、通勤途上のケガも補償します!(*5)

(*4)政府労災の給付が決定された場合に保険金をお支払いします。
(*5)業務中のケガはもちろん、熱中症・日射病等の「業務に起因して生じた症状」を補償します。また、通常経路の通勤途上のケガも補償します。

従業員の人数報告は不要で簡単。

- 4 パート・アルバイトの方も自動的に補償対象になります!

派遣社員・構内下請作業員も補償します!

建設業の下請はもちろん、貨物自動車運送事業の場合は、

下請運送事業者も補償します!(*6)

★オプション

(*6)事業主・役員(★)、従業員、パート・アルバイト、建設業の下請負人、貨物自動車運送事業の下請負人(★)、構内下請作業員(★)、派遣労働者(★)も補償します。

三大疾病・介護休業時に企業が負担する

社会保険料等の費用を補償(★)し、補償・サービスの両面で

- 5 「健康経営(*7)」「仕事と三大疾病(がん・急性心筋梗塞または脳卒中)
治療・家族介護の両立」を支援します!

精神疾患(メンタルヘルス疾患)による休業時の補償も追加できます!(★)

ただし、付帯できないケースがあります。

(*7)「健康経営」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

★オプション

従業員が育児休業を延長する場合の求人採用費用、

- NEW 6 代替者の環境整備費用等の保険金をお支払いします!(*8)

(*8)補償対象者が育児休業の延長を行い休業を開始し、その休業を開始した日から連続して休業した期間が90日以上となる場合にかぎります。

従業員の皆様の健康増進等にも活用できる、

- 7 健康経営アシストサービスの職場復帰支援サービス(*9)を
ご利用いただけます!

(*9)本サービスは補償対象者である従業員または役員の方が、三大疾病(がん・急性心筋梗塞または脳卒中)介護により「三大疾病・介護休業時事業継続費用補償特約条項」に規定する保険金の支払対象となる事由に該当したときにご利用いただけます。

- 8 建設業の場合、「経営事項審査制度」の加点ポイントになります!

パワハラ・セクハラ・マタハラ行為に対する管理責任や

- 9 不当解雇等に伴う、企業、社長・役員個人および管理職の
法律上の賠償責任を最大3,000万円まで補償(★)します!

ただし、付帯できないケースがあります。

★オプション

- 10 保険料は全額損金処理(*10)(*11)の上、満期時の保険料精算は不要です!

(*10)個人事業主本人に対する保険料は除きます。

(*11)今後の法改正により変更となる場合があり、実際の税務処理につきましては税理士にご相談ください。

(*12) [1-30%(団体割引)]×[1-30%(過去の損害率による割引)]×[1-10%(包括契約割引)]×[1-5%(健康経営割引)](*14)=0.42→最大約58%割引

(*13)働きやすい職場認証制度に認証登録された事業者を被保険者としてご加入される場合、保険料を3%割引引きします。(*15)(*16)(*17)

(*14)経済産業省が実施する、優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を顕彰する制度による割引です。

(*15)働きやすい職場認証制度とは、2020年8月に国土交通省が創設した、運転者職場環境良好度認証制度の通称です。

(*16)健康経営割引が適用される場合は、本割引は適用しません。

(*17)「地震・噴火・津波危険補償保険料」部分を除きます。



企業をお守りする補償

基本補償

● 使用者賠償責任補償

従業員の方等が業務上の事由または通勤により被った身体障害について、企業、役員の方等が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。



● 法律相談費用補償

従業員の方等が業務遂行に起因すると疑われる身体障害を被り、企業、役員の方等があらかじめ引受保険会社(東京海上日動)の同意を得て弁護士等に法律相談を行った場合の法律相談費用を補償します。



主なオプション補償

● 雇用関連賠償責任補償

パワハラ・セクハラ・マタハラ行為等に対する管理責任や不当解雇等により、企業、役員、管理職の方等が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。



● 三大疾病・介護休業時事業継続費用補償

補償対象者が三大疾病(がん・急性心筋梗塞または脳卒中)による休業または親族への介護休業を連続して30日を超えて取得した場合に、被保険者が負担した営業継続費用等(従業員の職場復帰に資する費用等)を補償します。



● 精神障害追加補償 オプション

● メンタルヘルス等業務上疾病対策費用補償

補償対象者の精神疾患(メンタルヘルス疾患)、脳疾患・心疾患等について、政府労災保険の給付申請が行われた場合に所定の保険金(定額)を企業にお支払いします。



役員・従業員の皆さんをお守りする補償

基本補償

● 死亡補償・後遺障害補償

補償対象者が業務に従事中または通勤中に身体障害を被り、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に死亡された場合または後遺障害を被られた場合に補償されます。



● 入院補償・通院補償・手術補償

補償対象者が業務に従事中または通勤中に身体障害を被り、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に入院または通院(往診を含みます。)された場合や、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術または先進医療に該当する所定の手術を受けられた場合に補償されます。



主なオプション補償

● 役員・事業主等フルタイム補償

役員・個人事業主・政府労災特別加入者(役員(個人事業主)・海外派遣者を除く)の傷害リスクを24時間補償(ケガに関して業務中・業務外を問わず補償)します。
*個人事業主・政府労災特別加入者(役員(個人事業主)・海外派遣者を除く)を補償対象とする場合、本特約のセットを必須とします。



● 退職時一時金補償

従業員の方が精神疾患(メンタルヘルス疾患)、脳疾患・心疾患等または1~7級に相当する後遺障害を被り、その直接の結果として退職したときに補償されます。



● 地震・噴火・津波危険補償

補償対象者の業務中の地震・噴火これらによる津波等による身体障害を補償します。また、これらによって貴社が負担する法律上の賠償責任も補償します。



● 針刺し事故等による感染症危険補償(*)

医療、看護、衛生、医療廃棄物の処理その他医療関係の業務に従事中に、針刺し事故や血液の粘膜への付着等によってHCV、HIVに感染した場合等に補償します。



*お客様の業種が医療業または社会福祉又は介護事業である場合に、本補償をセットできます。

こんなことはありませんか？



①パワハラ

営業成績の結果が出ない部下の従業員に、「お前は何をやってもダメな男だな。」などと人前できつい口調で叱責罵倒してしまっ



②セクハラ

異性の従業員等に容姿、身体、プライベートに関する話を仲良くなるためと思いついてしまった。



③マタハラ

産前休業の取得について相談された時「次の査定での昇進はないだろう」と言ってしまった。



④不当解雇

勤務態度のよくない従業員に対して、何度が注意したものの、改善されなかった。自分の指導を受け入れないため、その従業員を解雇した。

2022年4月より中小企業でも「事業者がパワハラに対して雇用管理上必要な防止措置を講じること」が義務化されました。

パワハラ防止法(*)が20年6月より施行され、中小企業でも「事業者がパワハラに対して雇用管理上必要な防止措置を講じること」が義務化され、事業主によるパワハラリスク対策の重要性が従来より高まっています。

(*)「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」のことをいいます。

55人に1人の潜在リスク(※)

解雇、職場におけるいじめ等の相談件数は年間100万件超(全国の労働局の総合労働相談コーナーへの相談件数)
(※)相談件数を日本の労働人口(約5,500万人)で割ったもの



パワハラ防止法等の成立により、事業主によるパワハラリスク対策の重要性が従来より高まっています

パワハラ防止法*1等の内容

- 「パワハラ」が法律で定義され、セクハラと同様に、**事業主が雇用管理上必要な防止措置を講じることが義務化**※2されました。
- パワハラに関する紛争が生じた場合、**都道府県労働局長に申請することで、調停制度を利用**できるようになりました。
- セクハラ・パワハラ等は行ってはならないものとして、その防止に関する事業主・労働者の責務が明確化**されました。また、ハラスメントについて相談した労働者に対して、**事業主が不利益な取扱いを行うことが禁止**されました。



ハラスメント被害者が声をあげやすい環境



事業主が管理責任を問われやすい環境

*1 「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」のことをいいます。
*2 大企業では2020年6月に義務化、中小企業では2022年4月に義務化されました。

業務災害総合保険には、労務管理のリスクに備える解決策があります！

ご安心ください！ 「雇用関連賠償責任補償特約」をセットすれば…

- パワハラ・セクハラ・マタハラ行為等に対する管理責任や不当解雇等を原因とする賠償リスクを補償！
- 雇用関連のリスクを最大**3,000万円**まで補償！
- 企業だけでなく、社長個人のほか、役員、管理職の方まで補償！
- 損害賠償請求を伴わない地位確認請求の場合でも、争訟費用(弁護士費用等)を補償！

企業の労務管理に関する賠償責任

身体障害	身体障害以外
業務災害 通勤災害	パワハラ セクハラ マタハラ 不当解雇
使用者賠償責任の補償範囲	雇用関連賠償責任補償特約条項の補償範囲

※使用者賠償責任補償特約から保険金が支払われる場合には、雇用関連賠償責任補償特約から、重ねて保険金は支払われません。

NEW さらに！ 「ハラスメント再発防止費用補償特約条項」が自動セットされます！

- ハラスメント行為によって事業者が賠償責任を負担した場合に、ハラスメント再発防止にかかる費用を補償！
- 社員向けのハラスメント再発防止セミナー開催に生じる費用等が対象です。
- 最大 **50万円** まで補償！

業務災害総合保険(商工会の業務災害保険)重要事項説明書

※加入依頼書等への署名または記名・捺印は、この書面の受領印を兼ねています。

本紙は、「業務災害総合保険」の重要事項説明書です。ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。ご加入いただく際は、加入依頼書等でご案内しております補償内容等がお客様の希望に沿った内容となっていることをご確認ください。ご希望に沿った内容でない場合は、代理店または引受保険会社までお申し出ください。本紙はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、ご契約者のホームページに掲載している約款をご参照ください。

マークのご説明

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際してご加入者にとって不利益となる事項等、特にご注意ください

I 加入手続き前におけるご確認事項

1 商品の仕組み

商工会の業務災害保険(業務災害総合保険)は、補償対象者が業務に従事または通勤中に被った身体障害について、被保険者が法定外補償を行うこと、法律上の損害賠償責任を負担すること等によって生じる損害に対して、保険金を支払います。

■基本となる補償・特約

基本となる補償、ご契約者のお申出により任意にご契約いただける主な特約(オプション)は次のとおりです。

① 実際にご契約いただく補償内容は、加入依頼書等でご確認ください。

基本となる補償	●業務災害補償特約条項	●保険料に関する規定の変更特約条項
	●追加特約条項	●使用者賠償責任補償特約条項
	●法律相談費用補償特約条項	
+		
主な特約	●役員・事業主等フルタイム補償特約条項	●自動車搭乗中傷害不担保特約条項
	●休業補償特約条項	●死亡のみ補償特約条項 (使用者賠償責任補償特約条項用)
	●退職時一時金補償特約条項	●死亡・後遺障害1〜7級のみ補償特約条項 (使用者賠償責任補償特約条項用)
	●地震・噴火・津波危険補償特約条項	●三大疾病・介護休業時事業継続費用補償特約条項 ●精神障害追加補償特約条項 (三大疾病・介護休業時事業継続費用補償特約条項用)
	●針刺し事故等による感染症危険補償特約条項	●メンタルヘルス等業務上疾病対策費用補償特約条項
	●メンタルヘルス等業務上疾病対策費用補償特約条項	●雇用関連賠償責任補償特約条項
	●雇用関連賠償責任補償特約条項	●災害付帯費用補償特約条項
	●災害付帯費用補償特約条項	●ハラスメント再発防止費用補償特約条項*1 (雇用関連賠償責任補償特約条項用)
		●育児休業延長時事業継続費用補償特約条項

*1 「雇用関連賠償責任補償特約条項」をセットする契約に、自動セットされます。

■補償対象者の範囲

■自動的に補償対象となる方

従業員*1、建設事業の下請負人

■追加保険料をいただくことにより補償対象となる方

役員、個人事業主、政府労災特別加入者(役員(個人事業主)・海外派遣者を除く)*2、貨物自動車運送事業の下請負人(備車運転者)*3、建設事業・貨物自動車運送事業以外の構内下請負人*4、派遣労働者

- *1 記名被保険者に使用される者で賃金を支払われる者をいいます。パート・アルバイトなど雇用されている者を含みますが、雇用契約以外の委託契約による労働者や派遣労働者は含みません。また、海外派遣者(日本国内の事業場より賃金の支払いを受け、かつ、雇用関係により記名被保険者との間に使用従属関係がある者に限ります。)および出向労働者(記名被保険者が賃金を半分以上負担している者に限ります。)を含みます。
- *2 労働者災害補償保険法に基づき特別加入を行っている者をい、役員(個人事業主)または海外派遣者(労働者災害補償保険法第33条第6号または第7号に該当する者をいいます。)に該当する者を除きます。
- *3 自動車または軽車両による貨物の運送事業で、記名被保険者の業務に従事する方に限ります。
- *4 記名被保険者が業務のために所有もしくは使用する施設または記名被保険者が直接業務を行う現場内において、記名被保険者との契約に基づき、記名被保険者の業務に従事する方に限ります。

■ご加入方法

ご加入にあたっては「加入依頼書」および「口座振替依頼書」に必要事項をご記入・ご捺印の上、団体宛にご提出してください。

保険期間	保険料振替日	保険料払込方法
加入手続き月の翌月の1日午後4時～翌年同月1日午後4時まで	加入始期月の翌々月27日 ^{*1}	毎月団体からの口座振替 ^{*2}

- *1 全職期間の休業日である場合はその翌営業日。通帳には「MBS.ショウコウカイ」「MBS」等と記帳されます。
- *2 保険料のほかに制度維持費100円が加算されます。

●この保険契約は、全国商工会連合会を契約者とする商工会会会員向け業務災害総合保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は全国商工会連合会が有します。

●ご加入の対象となる方は、商工会会員で政府労災保険に加入している事業者に限り、また、ご確認のうえ申し込みください。団体の構成員でなくなった場合には、取扱代理店までご連絡ください。

2 基本となる補償等

① 基本となる補償

保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いしない主な場合は、次のとおりです。詳細は、約款をご参照ください。被保険者(補償を受けられる方)が法定外補償規定等に基づいて、補償対象者に対して補償金等を支払うことによる損害に対して、被保険者にお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡補償保険金	補償対象者が業務に従事中または通勤中に身体障害を被り、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害補償保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、補償対象者ごとに既に支払われた後遺障害補償保険金がある場合は、死亡・後遺障害補償保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	(1) 次の事由によって補償対象者が被った身体障害 a.地震もしくは噴火またはこれらによる津波(「地震・噴火・津波危険補償特約条項」をセットされた場合は地震もしくは噴火またはこれらによる津波も補償されます。) b.核燃料物質(使用済燃料を含みます。)またはこれによって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用 c.上記a,b.の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故(「地震・噴火・津波危険補償特約条項」をセットされた場合は上記a.に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故も補償されます。) d.上記b.以外の放射線照射または放射能汚染等
後遺障害補償保険金	補償対象者が業務に従事中または通勤中に身体障害を被り、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害補償保険金額に4%～100%の割合を乗じた額をお支払いします。*1 ※1事故について、死亡・後遺障害補償保険金額が限度となります。 *1ご契約によっては7級以上(支払割合42%～100%)に相当する後遺障害に限定してお支払いします。	(2) 次に該当する身体障害 a.風土病による身体障害 b.化学物質による胆管がんまたは粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症もしくはじん肺法に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則第1条各号に規定する疾病 c.補償対象者が次のいずれかに該当する間にその補償対象者本人が被った身体障害 (a)法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます。)を持たないで自動車等を運転している間 (b)道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 (c)麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等を使用した状態で自動車等を運転している間 d.頸部症候群(いわゆる「むちうち症」をいいます。)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的見解のないもの等 ※上記c,d.は、使用者賠償責任補償特約条項・法律相談費用補償特約条項を除きます。
入院補償保険金	補償対象者が業務に従事中または通勤中に身体障害を被り、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院補償保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、身体障害を被った日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日*2を限度とします。 *2ご契約によっては30日で設定する場合があります。	(3) 直接であるか間接であるかにかかわらず、次のいずれかに該当する事由に起因する身体障害 a.石綿または石綿を含む製品の発がん性その他の有害な特性 b.石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する上記a.と同種の有害な特性
手術補償保険金	補償対象者が業務に従事中または通勤中に身体障害を被り、公的医療保険制度における医師診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*3または先進医療*4に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院補償保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限り、ます。 *3傷の処置や抜歯等をお支払いの対象外の手術があります。 *4「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるもの)に限ります。をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。)	
通院補償保険金	補償対象者が業務に従事中または通勤中に身体障害を被り、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合 ▶通院補償保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、身体障害を被った日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は1事故について90日*5を限度とします。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等によりギプス等を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 *5ご契約によっては30日で設定する場合があります。	

使用者賠償責任補償特約条項(全件付帯)	従業員等が業務上の事由または通勤により被った身体障害について、被保険者*6が法律上の損害賠償責任を負担した場合 ▶1災害について、正味損害賠償金*7から免責金額を差し引いた額をお支払します。ただし、ご契約された支払限度額を限度とします。 *6被保険者とは次のいずれかの者をいいます。ただし、②および③の者は、記名被保険者が行う業務に関する限りにおいて、被保険者に含まれます。 ①記名被保険者、②記名被保険者の下請負人、③①または②が法人である場合は、その役員 *7「正味損害賠償金」とは、損害賠償責任額から次のア～ウの合計額を差し引いた金額をいいます。 ア.労災保険法等により給付されるべき金額 イ.自動車損害賠償責任保険等により支払われるべき金額 ウ.次の金額の合計額 ・法定外補償規定に基づき被保険者が補償対象者またはその遺族に支払うべき金額 ・法定外補償規定を定めていない場合は、業務災害総合保険により支払われる保険金のうち、補償対象者またはその遺族に支払われるべき金額 ・災害補償を目的とする保険契約または労働協約等に基づき補償対象者またはその遺族に支払われる金額によって、被保険者が法律上の損害賠償責任を免れる場合は、その金額 ※「死亡のみ補償特約条項(使用者賠償責任補償特約条項用)」をセットの場合、死亡した場合に限り保険金をお支払します。 ※「死亡・後遺障害1～7級のみ補償特約条項(使用者賠償責任補償特約条項用)」をセットの場合、死亡または1～7級に相当する後遺障害を被った場合に限り保険金をお支払します。
法律相談費用補償特約条項(全件付帯)	従業員の方等が業務遂行に起因すると疑われる身体障害を被り、企業、役員の方等があらかじめ引受保険会社の同意を得て弁護士等に法律相談を行った場合の法律相談費用の実額*8をお支払します。 *8身体障害を被った補償対象者の人数にかかわらず、1回につき10万円を限度とします。

※【身体障害が業務上疾病の場合】
各種保険金の支払要件について、「身体障害を被った日からその日を含めて180日以内」の規定は適用しません。労災保険法等によって給付が決定され、補償対象者またはその遺族による被保険者に対する補償金の請求が、労災保険法等により特定された発症日または発病日が属する保険期間の終了日の翌日から起算して3年以内になされた場合等に、保険金をお支払いします。詳細は、約款をご参照ください。
※被保険者は、引受保険会社が支払った保険金の全額を補償対象者またはその遺族に支払わなければならない。

② 主な特約

セットできる主な特約(オプション)は次のとおりです。保険金をお支払いしない場合の特約の詳細および下記以外の特約につきましては約款をご確認ください。※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。

役員・個人事業主・政府労災特別加入者(役員(個人事業主)・海外派遣者を除く)*1の傷害に該当する身体障害の補償を「業務役員・事業主等フルタイム補償特約条項	役員・個人事業主・政府労災特別加入者(役員(個人事業主)・海外派遣者を除く)*1の傷害に該当する身体障害の補償を「業務役員・事業主等フルタイム補償特約条項」に変更する特約*2です。 *1労働者災害補償保険法に基づき特別加入を行っている者、役員(個人事業主)または海外派遣者(労働者災害補償保険法第33条第6号または第7号に該当する者)をいいます。に該当する者を除きます。 *2個人事業主・政府労災特別加入者(役員(個人事業主)・海外派遣者を除く)を補償対象者とする場合、本特約のセットを必須とします。
休業補償特約条項	補償対象者が業務に従事中または通勤中に身体障害を被り、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に就業不能となった場合 ▶休業補償保険金日額に免責期間(3日)を超えた就業不能期間*3を乗じた額をお支払いします。 *3てん補期間として設定した日数を限度とします。
退職時一時金補償特約条項	従業員の方が精神疾患(メンタルヘルス疾患)、脳疾患・心疾患等または1～7級に相当する後遺障害を被り、その直接の結果として退職したときに保険金をお支払いします(いずれも原因となった身体障害に対して引受保険会社が保険金をお支払いする場合に限り)。
地震・噴火・津波危険補償特約条項	(1) 補償対象者が次のいずれかに該当する事由によって生じた身体障害について、保険金をお支払いします。 ①地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ②①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故 (2) (1)の保険金は、次のものをいいます。ただし、普通保険約款および業務災害補償特約条項ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項において補償対象としているものに限り、ます。 ①死亡補償保険金 ②後遺障害補償保険金 ③入院補償保険金 ④手術補償保険金 ⑤通院補償保険金 ⑥休業補償保険金 ⑦災害付帯費用保険金 (3) この保険契約に使用者賠償責任補償特約条項が付帯されている場合は、引受保険会社は、次のいずれかの事由によって従業員の方等が被った身体障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しても、使用者賠償責任補償特約条項に基づき保険金を支払います。 ①地震もしくは噴火またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故 ②①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故 (4) この保険契約に法律相談費用補償特約条項が付帯されている場合は、引受保険会社は、次のいずれかの事由によって従業員の方等が被った身体障害について、被保険者があらかじめ引受保険会社の同意を得て法律相談を行う場合に法律相談費用を負担することによって被る損害に対しても、法律相談費用補償特約条項に基づき保険金を支払います。 ①地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ②①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

針刺事故等による感染症 危険補償特約条項	医療、看護、衛生、医療廃棄物の処理その他医療関係の業務に従事中に、針刺し事故や血液の粘膜への付着等によってHBVに感染後B型肝炎を発病し治療を受けた場合、HCV、HIVに感染した場合に保険金をお支払いします。 お客様の業種が医療業等である場合に、本特約をセットできます。 ※事故日から3日以内の検査が必要です。
災害付帯費用 補償特約条項	死亡補償保険金または1～7級に相当する後遺障害補償保険金をお支払いする場合 ●死亡や後遺障害の等級に応じて、所定の保険金(定額)をお支払いします。
雇用関連 賠償責任補償 特約条項	日本国内において行われたセクハラ、パワハラ、マタハラ、労働条件の差別的取扱い等の侵害行為により従業員等に生じた精神的苦痛、雇用契約上の権利の侵害等について、被保険者*4が法律上の損害賠償責任を負担した場合は被保険者*4に対して地位確認等の請求もしくは賞金等の支払請求がなされた場合 ▶1 請求について、法律上の損害賠償金*5の額から賞金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、ご契約された支払限度額を限度とします。 ※ご契約によっては、本特約をセットすることができない場合があります。 *4 被保険者とは次のいずれかの者をいいます。ただし、②および③の者は、記名被保険者が行う業務に関する限りにおいて、被保険者に含まれます。 ①記名被保険者、②記名被保険者の使用人*6、③記名被保険者の役員*6 *5 賞金の支払または不払による損害に対しては、解雇に伴う雇用契約終了後の期間に相当する不払賞金による損害(判決または審判により解雇が無効と認定されたことよって生じた賞金の支払による損害)に限り、法律上の損害賠償金として扱います。 *6 既に退職となった使用人および既に退任となった役員を含みます。ただし、遡及日より前に退職した使用人および退任した役員を除きます。
メンタルヘルス等 業務上疾病対策費用 補償特約条項	従業員の方の精神疾患(メンタルヘルス疾患)、脳疾患・心疾患等について、政府労災保険の給付申請が行われた場合に所定の保険金(定額)を企業にお支払いします。 役員の方等を補償の対象(補償対象者)とすることもできます。役員の方については、特別加入をされている場合のみ対象となります。
自動車搭乗中 傷害不返保証特約条項	企業が所有・使用または管理する自動車または原動機付自転車に補償対象者が業務に従事中(通勤途上は除きます。)に搭乗している間に被った傷害を補償対象外とします。 お客様の業種に建設事業が含まれる場合は、本特約をセットできません。
補償対象者*7が次の①または②の事由*8のために休業を開始し、その休業を開始した日から連続して休業した期間が31日以上となる場合 ①補償対象者が三大疾病(がん、急性心筋梗塞または脳卒中)に罹患したこと*9 ②補償対象者の親族への介護を行うこと*9 ▶1 休業*10について、補償対象者から労務の提供を受けられないことに起因して、被保険者が事業を継続するために負担した費用のうち、社会保険料*11、代替のための求人または採用に関する費用、補償対象者の復帰に関するコンサルティング費用、補償対象者のお見舞に関する費用等*12に対して保険金をお支払いします。ただし、1休業ごとに保険金額を限度とし、かつ、保険期間を通じて、期間中支払限度額を超えないものとします。 ※ご契約によっては、本特約をセットすることができない場合があります。 ※引受保険会社が保険金をお支払いしない主な場合は、次のとおりです。 ・週及日*13からその日を含めて90日を経過した日以前に休業を開始した場合 ・三大疾病(がん、急性心筋梗塞または脳卒中)または精神障害の初診日または発病日のいずれか早い日、週及日*13より前である場合 等 *7補償対象者とは次のいずれかの者をいいます。ただし、役員を補償対象者の範囲に含まない場合はイ、は補償対象となりません。 ア、被保険者の使用人、イ、被保険者の役員 *8精神障害追加補償特約条項(三大疾病・介護休業時事業継続費用補償特約条項用)を同時にセットした場合は、次の③の事由も追加します。 ③補償対象者が精神障害*14に罹患したこと*9 *9補償対象者ごとに下表の場合に限ります。	
三大疾病・ 介護休業時 事業継続費用 補償特約条項	
精神障害追加 補償特約条項 (三大疾病・介護休業時 事業継続費用 補償特約条項用)	
補償対象者	①または③の事由による休業
*7 ア、	健康保険法等に定める傷病手当金の支給がなされた場合*15
*7 イ、	介護休業*16を開始した場合
	引受保険会社の定める医師の診断書が取り付けられた場合
	親族が要介護状態*17である場合
*10 7日間を超えて設定した日数を限度とします。 *11 健康保険法等、厚生年金保険法または介護保険に定める保険料をいいます。各社会保険料については、約款記載の所定の算式により算出します。 *12 補償対象者のお見舞に関する費用等一部の費用については、1休業につき、10万円を限度とします。 *13 週及日は、三大疾病・介護休業時事業継続費用補償特約条項を新規にセットした保険契約の始期日が設定されます。 *14 アルコール、タバコや薬物の使用等による精神障害は含まれません。 *15 次の場合は引受保険会社の定める医師の診断書が取り付けられた場合とします。 ・補償対象者が加入する公的医療保険制度に傷病手当金給付の定めがない場合 ・被保険者から報酬を受けるとを理由として傷病手当金の給付対象とならない場合 *16 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に定める介護休業をいいます。 *17 介護保険法第19条に定める要介護認定または要支援認定を受けた状態をいいます。	
ハラズメント 再発防止費用 補償特約条項 (雇用関連賠償 責任補償特約 条項用)	日本国内において行われた次の侵害行為により従業員等に生じた精神的苦痛等について、被保険者*18が法律上の損害賠償責任を負担し、記名被保険者が再発防止に向けた措置を講じた場合 ▶損害賠償請求がなされた日からその日を含めて1年以内に支出したハラズメント再発防止費用に対して、1事故について、50万円を限度に保険金をお支払いします。 (1)職場において行われる性的な言動に対する補償対象者の対応によりその補償対象者に不利益を与えることまたはその性的な言動により就業環境を害すること。 (2)職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、補償対象

ハラズメント 再発防止費用 補償特約条項 (雇用関連賠償 責任補償特約 条項用)	者の就業環境を害すること。 (3)次のいずれかの事由に関する、職場において行われる補償対象者に対する言動により、その補償対象者の就業環境を害すること。 ①補償対象者の妊娠、出産または産前・産後休業等の制度または措置の利用 ②育児休業、介護休業およびその他の子の養育または家族の介護に関する制度または措置の利用 ※雇用関連賠償責任補償特約条項をセットする契約に自動セットされます。 *18 被保険者とは次のいずれかの者をいいます。ただし、②および③の者は、記名被保険者が行う業務に関する限りにおいて、被保険者に含まれます。 ①記名被保険者、②記名被保険者の使用人*19、③記名被保険者の役員*19 *19 既に退職となった使用人および既に退任となった役員を含みます。ただし、遡及日より前に退職した使用人および退任した役員を除きます。
育児休業延長時 事業継続費用 補償特約条項	補償対象者*20が育児休業の延長*21により休業を開始し、その休業を開始した日から連続して休業した期間が90日以上となる場合 ▶1 休業について、補償対象者から労務の提供を受けられないことに起因して、被保険者が事業を継続するために負担した費用のうち、休業期間に生じた、代替のための求人または採用に関する費用、代替者の職場環境整備に要した各種費用*22等に対して保険金をお支払いします*23。ただし、保険期間を通じ、50万円を限度*24とします。 ※ご契約によっては、本特約をセットすることができない場合があります。 ※引受保険会社が保険金をお支払いしない主な場合は、次のとおりです。 ・育児休業の延長の原因となる事由が、週及日*25より前に発生していた場合 ・行政機関からの要請等による育児休業の延長がなされた場合 *20 補償対象者とは、業務災害補償特約条項における補償対象者のうち、被保険者の使用人をいいます。ただし、雇用保険の被保険者である者に限ります。 *21 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」第5条第3項に定める育児休業をいいます。 *22 代替者の職場環境整備に要した各種費用等一部の費用については、1休業ごとに10万円を限度とします。 *23 補償対象者ごとに、育児休業の延長がなされた期間について、雇用保険法に定める育児休業給付金の支給がなされる場合に限り、 *24 初年度契約である場合*26は、保険金支払の対象となる費用に70%を乗じた額を上限とし、保険期間を通じ、35万円を限度とします。 *25 週及日は、育児休業延長時事業継続費用補償特約条項を新規にセットした保険契約の始期日が設定されます。 *26 継続契約以外の育児休業延長時費用補償保険契約をいいます。

④ 保険金額・支払限度額の設定

保険金額の設定については、次の点にご注意ください。詳しくは代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

- 実際にご契約いただくお客様の保険金額につきましては、申込書等にご確認ください。
- 保険金額などの設定は、高額医療制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。
公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ (<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>) 等をご確認ください。

■法定外補償規定を定めている場合

企業が定める法定外補償規定と同額以下で設定します(ただし、引受限度額以内での設定となります)。

■法定外補償規定を定めていない場合

引受限度額以内で、企業が法定外補償を行いたいと考えられる保険金額を設定します。設定した金額は、補償対象者に対する災害補償を目的とするものとして取り扱われます。使用者賠償責任補償特約条項については、支払限度額と賞金額を設定します。雇用関連賠償責任補償特約条項については、支払限度額を設定します。

④ 保険期間および補償の開始・終了時期

保険期間は原則1年間です。引受保険会社の保険責任は、始期日の午後4時(ご契約者からお申出により、加入依頼書等にご記載のとおり異なる時刻が記載されている場合はその時刻)に始まり、満期日の午後4時に終わります。

③ 保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料の決定の仕組み

保険料は、ご加入される補償、特約条項、保険金額、支払限度額、免責金額(自己負担額)、業種、保険料の算出基礎数字(売上高・完成工事高等)、対象事業・事業場や過去の損害発生状況等により異なります。実際にご加入いただく保険料につきましては、加入依頼書等でご確認ください。異なる契約条件(特約や保険金額等)を選択した場合の保険料の違いにつきましては、代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
※保険料の算出基礎数字(売上高・完成工事高等)につきましては、公的資料または客観的資料等をご提出いただきます。

② 保険料の払込方法等

保険料の払込方法は、金融機関での口座振替*1です。
*1 払込期日に保険料の振替ができない場合は、翌月の振替日に再度保険料が請求されます。
・引受保険会社に複数のご契約がある場合は、ご指定口座には各契約の保険料が合算されて請求されることがあります。
※保険料領収証は発行を省略させていただきますので、通帳等、お手元の書類でご確認ください。

③ 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は始期日の属する月の翌々月振替日(原則27日)までに払込みください。払込期日の翌々月末まで払込みの猶予がありますが、この猶予期限を過ぎても保険料の払込みがない場合は、保険金をお支払いできず、ご加入を解除させていただきます。ご加入者の故意または重大な過失がない場合に限り、
*1 満期日

④ 満期返れい金、契約者配当金

この保険には満期返れい金および契約者配当金はありません。

II ご加入手続き時におけるご確認事項

① 告知義務

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に正確に記載してください。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合は、保険金をお支払できないことがありますので、ご注意ください。(引受保険会社の代理店には、告知受領権があります。)

② クーリングオフについて

この保険は、お客様が営業または事業のために締結する保険契約としてお申込みをされるものであり、クーリングオフ*1を行うことはできませんのでご注意ください。
*1クーリングオフとは、ご契約のお申込み後、一定期間(8日間)を経過

するまでに、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解約ができる制度をいいます。

③ 補償の重複に関するご注意

- 補償内容が同等の保険契約(労働災害総合保険、総合福祉団体定期保険等の保険契約、特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。
- 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額、支払限度額等をご確認のうえ、ご契約の可否をご確認ください。

